

N2 - 2nd

令和4年10月12日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

令和4年(ネ)第1747号 慰謝料等請求控訴事件(原審・前橋地方裁判所令和3年(ワ)第258号)

口頭弁論終結日 令和4年9月14日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

控 訴 人 今 井 豊

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 控 訴 人 国

代表者法務大臣 葉 梨 康 弘

指 定 代 理 人 皆 川 征 治

藤 原 美 咲

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴人が当審で変更した請求に係る訴えを却下する。
- 3 当審における訴訟費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え(なお、今回は総額2400兆円の一部請求である。)(請求1)
- (3) 国連人権理事会が当該通報を無視したことは、人権侵害かつ条約違反であることの確認を求める(なお、侵害とは、適正な手続を受ける権利(憲法13条ないし31条)である。)(請求2)

2 控訴人が当審で変更した請求

東 京 高 等 裁 判 所

- (1) 日本には、自由権規約に基づく被害者救済義務が有ることの確認を求める。
- (2) 日本には、国連憲章に基づく締約国の義務や憲法に基づく条約遵守義務が有ることの確認を求める。
- (3) 他の手段はないのに当該被害を無視した答弁、判決、日本の約4年間の不作為はいずれも控訴人への信義則違反であり、かつ憲法違反であることの確認を求める。
- (4) 当該一審判決（前橋地方裁判所平成30年（ワ）第399号慰謝料請求事件）は、原告である控訴人の当たり前の訴えを合理的根拠なく無視しているので、甚だしく公序良俗違反ゆえに当然無効であることの確認を求める。
- (5) 合理的根拠の欠如は違法かつ当然無効であり、正当職務行為ではないことの確認を求める（なぜなら、裁判とは合理性の判定であるから、合理的根拠は常に不可欠である。）。
- (6) 訴えを無視することは違法かつ当然無効であり、裁判（手続）たり得ないことの確認を求める。
- (7) 当たり前を無視することは違法かつ当然無効であり、裁判（手続）たり得ないことの確認を求める。

## 第2 事案の概要（以下、略称は特に定義しない限り原判決の例による。）

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、前橋地方裁判所に提起した5件の別件訴訟とそのうちの399号事件判決に関して、①被控訴人が399号事件で控訴人の訴えを無視した答弁をしたこと、②別件訴訟裁判官が訴状を送達しなかったことにより訴訟遅延が生じたこと、③別件訴訟裁判官が控訴人の訴えを無視して399号事件判決をしたこと、④別件訴訟裁判官がした399号事件判決に合理的根拠がないことなどを主張して、憲法17条、国家賠償法1条1項、4条、民法709条、710条、715条に基づき、慰謝料10万円（総額2400兆円の一部請求）の支払を求める（請求1）とともに、原判決別紙請求目録記載2ないし6の各確認を求める（請求2ないし6）事案である。

2 原判決は、控訴人の請求のうち請求2ないし6にかかる訴えを却下し、請求1を棄却した。そこで、控訴人は、原判決の全部を不服として控訴し、請求3ないし6を前記第1の2の各請求のとおり変更した。よって、当審における控訴人の請求は、前記第1の1(2)（請求1）及び(3)（請求2）並びに控訴人が当審で変更した前記第1の2(1)ないし(7)の各請求である。

### 第3 当事者の主張

#### 1 控訴人の主張

原判決「事実及び理由」第2の2(1)及び3(1)並びに別紙「控訴状兼控訴理由書N2」の第3及び第4に記載のとおりであるから、これを引用する。

#### 2 被控訴人の認否反論

控訴人の主張は否認又は争う。

前記第1の1(2)の請求（請求1）を棄却し、同(3)の請求（請求2）に係る訴えを却下した原判決は、正当である。

控訴人が当審で変更した請求に係る訴えのうち、前記第1の2(1)及び(2)の請求に係る訴えは、いずれも確認の利益を欠き不適法であり、同(3)及び同(5)ないし同(7)の請求に係る各訴えは、いずれも請求の特定又は確認の利益を欠き不適法である。

### 第4 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の請求1は理由がなく、請求2及び控訴人が当審で変更した請求に係る訴えはいずれも確認の利益を欠き不適法であると判断する。その理由は、原判決を次のとおり補正し、控訴人が当審で変更した請求に対する当裁判所の判断を後記2のとおり加えるほか、原判決「事実及び理由」第2の2(2)ないし(4)並びに3(2)及び(3)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決6頁10行目の「令和2年12月16日」を「令和2年12月16日、弁論が終結され、令和3年2月24日」に改める。

(2) 同6頁12行目から同頁13行目にかけての「令和3年9月9日」を「令

和3年7月13日、弁論が終結され、同年9月9日、被控訴人の控訴に基づき」に改める。

## 2 控訴人が当審で変更した請求に対する当裁判所の判断

控訴人が当審で変更した請求（前記第1の2(1)ないし(7)の請求）に係る訴えは、いずれも確認の訴えであるところ、このような確認の訴えは、確認の利益がある場合、すなわち、控訴人の権利又はその法律上の地位に現に危険又は不安が存在し、それを除去するために、確認の対象とされたものについて判決をすることが必要かつ適切な場合に、適法なものとなると解されるところ、控訴人の主張を前提としても、控訴人が当審で変更した請求は、①被控訴人又は第三者の一般的抽象的な義務や責任を問題とするものであって、控訴人と被控訴人との間の権利義務ないし法律関係の確認を求めるものとはいえないもの、②控訴人の権利又はその法律上の地位に現に存在する危険又は不安を除去するために、確認の対象とされたものについて判決をすることが必要かつ適切であるとはいえないもの、又は、③399号事件判決という過去に言い渡された判決が無効であるという過去の事実ないし権利又は法律関係の確認を求めるものであって、判決が無効であることを前提として現在の権利又は法律関係の存否の確認を求める趣旨のものとはいえないもののいずれかに該当するものである。

したがって、控訴人が当審で変更した請求に係る訴えは、いずれも確認の利益を欠き不適法というほかはない。

控訴人は、第3の1のとおり縷々主張するが、その主張を斟酌しても、上記認定判断は左右されない。

## 第5 結論

以上によれば、控訴人の請求1は理由がないからこれを棄却し、請求2は確認の利益を欠き不適法であるからこれを却下すべきところ、これと同旨の原判決は正当であるから本件控訴を棄却することとし、控訴人が当審で変更した請求（前記第1の2(1)ないし(7)の請求）に係る訴えは、いずれも確認の利益を欠き不適法

であるからこれを却下することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第11民事部

5  
裁判長裁判官

大竹昭彦 

大 竹 昭 彦

10  
裁判官

原 克也 

原 克 也

裁判官

押野 純 

押 野 純

控訴状兼控訴理由書 N2

令和 4 年 3 月 22 日

東京高等裁判所 御中

控訴人 (原告)

今井豊

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

被控訴人 (被告)

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号

国 同代表者 法務大臣 古川禎久

慰謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10 万円 貼用印紙額 1,500 円

上記当事者間の、前橋地方裁判所 令和 3(ワ)第 258 号 慰謝料請求事件について、令和 4 年 3 月 16 日に言い渡された下記判決は、全部不服であるから控訴する。

第 1 原判決の表示

主文

- 1 原告の別紙請求目録記載の請求に係る訴えのうち、同目録記載 2 ないし 6 の請求に係る訴えを却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

第 2 控訴の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

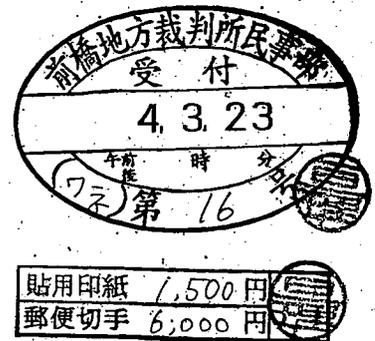
第 3 控訴の理由

1 虚偽表示(公序良俗違反)当然無効。

原判決もまた、当り前の訴え(極めて高度の蓋然性)を悉く無視した虚偽に過ぎない。  
無根の心証だけで全く理由になっていない。 司法拒絶の為の論理矛盾に過ぎない。  
訴えを無視したことが非人扱いだと抗議しているのに、逆に激化している。 凄まじい害意である。

私の訴えの要旨

国連人権理事会が当該通報を無視したことは、条約違反かつ差別である。  
 よって、締約国かつ国籍国かつ当事国の日本に、あらためて是正と救済を求める。  
 当該訴えを見殺しにした被告の答弁や菅家忠行の判決は、当り前の予見可能性を無視した点で、菅家忠行の訴状送達遅延とともに、公然たる非人扱いと言え、当然に違法である。  
裁判に限らず、訴えを無視しては紛争解決にならず、手続たり得ない。 隠蔽の権限は誰にも無い。



訴えを無視する狂気は陰謀の証左である。なぜなら、手続たり得ないことが自明過ぎるから有り得ない。抗議をも片っ端から無視する非人扱いは、圧倒的多数による、無法社会の陰謀としか説明が付かない。

### 原判決の要旨

請求の趣旨 1 は、被告の 399 号での答弁、訴状送達遅延、399 号判決のいずれにも、「特段の事情」は認められない。つまり国賠法上の違法ではないから棄却する。

請求の趣旨 2 ないし 5 は、危険又は不安が存在せず、権利義務ないし法律関係でもない、つまり確認の利益が無いので、不適法だから却下する。

請求の趣旨 6 は、権利義務ないし法律関係ではなく、確認の利益が無いので、不適法だから却下する。

### 原判決の瑕疵の要点

★★国連の無視も各不法行為も、包囲網による無法社会の陰謀(「特段の事情」)としか説明できない。

★国連の違反と裁判の訴えの無視は、いずれも不法行為の前提なのに判定が無い。矛盾。

★★★被告への是正命令がなされなかった点こそ最大の欺瞞である。紛争原因の解明放棄。

1 送達遅延の害意はその後の判決内容が証明している。害意の内容は甲 11,12 号証の通り。

2 ないし 5 危険又は不安の内容は訴えから自明である。

また、自由権規約に救済義務が明記されている以上は、権利または法律上保護される利益である。

6 無効判決の存在自体が害悪である。請求額の逸失利益が有るから権利義務も有る。

2 このように、原判決は論理矛盾による事実誤認なので、取り消されるべきである。

### 第 4 原判決の瑕疵

★とにかく予見可能性違反である 以下の全て

原判決は隠蔽であり、隠蔽とはすべからず、予見可能性に基く結果回避義務違反である。

請求の趣旨 1 から 6 共通 確認の利益は当然に有る。

★危険または不安の内容は自明である。

国連人権理事会が私の当該通報を無視したことは、条約違反かつ差別である。

国際機関による人権侵害であるから、締約国かつ国籍国かつ当事国の日本に、是正と救済を求める。

是正ないし救済しなければ隠蔽されてしまう。犯人隠避効果と被害継続は社会害悪である。

ひいては、包囲網の非人扱いや無法社会の陰謀を摘発できず、身の安全を回復できない。

少なくとも、当該事件の請求の趣旨に掲げた金額の機会損失を確実に被っている。

★代替手段が無い点を無視している 非常事態。

当該通報の目的は日本の国家的隠蔽の打破であり、その為の唯一の手段である。

また、規定通りの「重大で一貫した証拠の有る人権侵害パターン」である。

3 ルートとも無視された経緯から、私本人が督促しても無駄なのは明らかである。

国連が有り得ない無反応である以上は、日本が救済するしか無い。

★国連の違反を判定していない欺瞞。 矛盾。

見殺しが本件不法行為だと言っている。 国連の違反がその主要事実なのは自明過ぎる。

★日本の国家責任ないし作為義務 無視

条約は憲法に準じ、法令に優先する。 偽りの看板を掲げる欺瞞国家は許されない。

当該決議の実効性を確保しないのは欺瞞である。 「委託先の不始末など知らん」では通らない。

国際機関による条約違反かつ自国民への人権侵害を見殺す国家など、有り得ないのに、している。

一国民として住民訴訟の観点からも、この日本の条約違反を糾弾する。 義務の根拠など不要。

少なくとも、条約遵守義務(憲法 98 条 2)や憲法遵守義務(憲法 99 条)違反である。

★国連憲章 34,35 条や自由権規約 2 条等に明記された締約国の義務。 (準備書面(3)の 1 頁)。

よって、権利性(権利または法律上保護される利益)は有る。 被侵害権利は後述の通り。

#### ▼自由権規約

2 条 3 この規約の各締約国(日本)は、次のことを約束する。

(a) この規約において認められる権利又は自由を侵害された者(私)が、公的資格で行動する者(国連)によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること。

#### 請求の趣旨 1

★★★「特段の事情」に他ならない 虚偽

★第一に、甲 11,12 号証を無視している。 これらは包囲網による迫害としか説明が付かない。

被告らと共通の動機である。 其々の蓋然性の数字まで示しているのに、何の言及も無い。

★第二に、5 件の送達遅延の害意を、其々の判決内容が裏付けている。 つまり訴えの無視。

★第三に、当該三審とも、有り得ない瑕疵である点を無視している。

当該三審とも、当り前の訴えを合理的根拠無く無視している。 必然的に、理由になっていない。

当り前のことは無視できない。 だからこそ根拠が不可欠である。 誰にも隠蔽の権限は無い。

訴えの無視も、理由にならないのも、其々が、有り得ない。 まして両方は当然無効である。

無効を承知で敢えて行った点、つまり、過度自明性こそが陰謀の証左である!

★これらは自由心証主義を始め、多数の違法である(準備書面(2)の 2 頁)。 無視。

★第四に、当該通報無視という国連の加担こそ、有り得ない。 世界的迫害の証左である。

また、全ては私限りの無法社会の陰謀であり、究極の犯罪であるから、正当職務行為どころではない。

★それなのに、訴えの無視を判定していない欺瞞。

訴えを無視した点が本件不法行為だと言っている。 基礎事実。

この前提を判定しなければ不法行為が判定できない。 論理矛盾。 無根。

また、訴えを無視した点を判定せずに「特段の事情」でないとは言えない。 論理矛盾。 無根。

無視された具体的内容は、甲 13 号書証(控訴審判決書)末尾の控訴状の通りである。

例えば、法務省両職員の虚偽と通話中の一方的遮断が、信義則違反かつ公序良俗違反であるとの訴えを無視している。 法的義務の問題ではない。

被告も同様に、訴えをまるでも無視した答弁が、既述の違法である。

## 請求の趣旨 2 ないし 5

### ★当該国連通報の権利性は当然に有る

個人の手続に伴う一般的権利性を、「適正な手続を受ける権利」(憲法 13 条)と総称している。

これには行政手続や裁判も含まれる。 また、自由権規約の以下の条項のいずれかが対応する。

1 条「自決の権利」、2 条 1 「あらゆる差別を受けない権利」、14 条 1「裁判所の前に平等の権利」、

16 条「法律の前に人として認められる権利」、26 条「法律の前に平等の権利」

既述の通り、当該通報制度は国際人権規約の制度的保証である。

制度的保証であるからには、当然に、国連に対する権利性は有る。

### ★★日本に対する被救済の権利性も有る。

既述の通り、加盟国の条約違反の是正措置は、国連憲章に明記されている。

★また既述の通り、締約国の救済義務は自由権規約に明記されている。

よって、締約国かつ当事国かつ国籍国の日本には、国連に遵守させる義務も私を救済する義務も有る。

### ★被告への是正命令がなされなかった点こそ、最大の欺瞞である。

「国連のしたことは知らん」は通らない。 国賠法の判定だけで済む内容ではない。 事案解明の放棄

★日本も既述の複数の義務に違反している。 これを解消しなければ紛争解決にならない。

第 5 附属書類 控訴状副本 1 通

なお私のサイトの URL は、<https://alien1961.jp/>から <https://alien1961.xyz/>に変更した。

以上

これは正本である。

令和4年10月12日

東京高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 神 作 文

